

1 改正刑訴法による被疑者国選弁護制度の拡大及び合意制度の導入

(1) 被疑者国選弁護制度の拡大（平成30年6月1日施行）

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）により、被疑者国選弁護制度の対象事件が、現行の「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件」から全ての事件に拡大され、これに伴い、逮捕・勾留被疑者に対する弁護人選任権の告知時における被疑者国選弁護制度の教示義務も全ての事件に拡大される。

(2) 合意制度の導入（平成30年6月1日施行）

ア 制度概要

検察官は、財政経済犯罪又は薬物銃器犯罪の被疑者等及びその弁護人と協議し、被疑者等以外の他人の刑事事件（財政経済犯罪又は薬物銃器犯罪に限る。）について証拠収集等への協力を被疑者等から得て、その協力を考慮して特定の求刑等を行うことについて、被疑者等と合意することができることとされた。

イ 警察の関与

警察送致事件等について、検察官が被疑者及びその弁護人と協議をしようとする場合には、司法警察員と事前協議をすることが検察官に義務付けられている。

また、検察官は、他人の刑事事件の捜査に当たり必要があると認められる場合には、被疑者等及びその弁護人との協議における必要な行為（被疑者に対する供述の求め等）を司法警察員にさせることができることとされている。

2 改正刑訴法の施行に伴う犯罪捜査規範の改正案

(1) 被疑者国選弁護制度の拡大関係

対象事件の逮捕・勾留被疑者に対する上記1(1)と同内容の教示義務が犯罪捜査規範に規定されていることから、上記改正刑訴法と同内容の改正を行う（第130条）。

(2) 合意制度の導入関係

適正運用の確保の観点から、下記の規定を整備する。

- 司法警察員は、検察官と事前協議を行う場合及び被疑者等との協議における必要な行為を行う場合には、警察本部長の指揮を受けなければならないこととする（第182条の4）。
- 協議における必要な行為として行う供述の求めは、取調べとは明確に区別して行わなければならないこととする（第182条の5）。

3 施行期日

上記1の施行の日（平成30年6月1日）

1 会議概要

公共安全を所管するG7各国の閣僚等の中でテロ対策等について議論する会合として、本年G7議長国のカナダが開催。G7外務大臣会合との合同セッションも開催。

2 会議結果

(1) 開催日及び開催地

平成30年4月23日(月)から4月24日(火)までの間
於：カナダ・トロント

(2) 出席者

小此木国家公安委員会委員長

(3) 概要

- ・ テロに関する情報共有の重要性について強調され、各国で一致。
- ・ テロリストによるインターネットの悪用を防止するための方策やサイバーセキュリティ等に関して意見交換を実施。会合の一部には民間企業の代表者も出席。
- ・ インターネット上に流布するテロ関連情報に対処するための事業者との連携強化や、重要インフラへのサイバー攻撃対策等に関する各国の取組の共有等を内容とする成果文書を採択。
- ・ 小此木国家公安委員会委員長から、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、外国人戦闘員に関する情報共有の重要性等を指摘するとともに、G7各国に対し、国際テロ対策等に関する協力を呼びかけ。

3 その他

フランス内務大臣等との間で二者間会談を実施し、国際テロ対策における連携の強化等について意見交換。